

URP06-13

認定の公平性に関する 評価委員会規程

(第13版)

平成30年12月27日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

1. 適用範囲.....	3
2. 定義.....	3
3. 組織.....	3
3.1 構成等.....	3
3.2 委員の選定及び委嘱.....	3
4. 所掌事務.....	3
5. 開催.....	4
6. 公開情報.....	4
附則.....	4

認定の公平性に関する評価委員会規程

1. 適用範囲

この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「IAJapan」という。)における認定の公平性に関する評価委員会(以下「公平性委員会」という。)の組織と事務等に関する事項について定める。

2. 定義

本規程における用語の定義は、「認定制度品質マニュアル」及び「IAJapan 組織及び職務権限規程」による。

3. 組織

3.1 構成等

- (1) 公平性委員会は、IAJapan に置く。
- (2) 公平性委員会は、「IAJapan 公平性の確保に関する方針(認定一部門－URP17)」に従い、認定に関する利害関係者の利害を反映した意見に基づく検討が行われるよう、利害均衡に配慮して構成する。
- (3) 公平性委員会に、委員長1名を置く。委員長は公平性委員会委員(以下「委員」という。)の互選とする。また、委員長不在での公平性委員会開催は、臨時に委員長を置くこととし、その臨時の委員長は出席委員の互選とする。
- (4) 委員長は、公平性委員会の議事を統括する。
- (5) トップマネジメントは、欠席する委員に対しては同一の利害関係にある代理人の選任を求めるとし、代理人の出席は、委員から事前に通知があった場合に認める。代理人の選任が難しい場合には、当該委員に対して事前に資料を送付し、意見を求める。
- (6) 公平性委員会の事務局は、総括・庶務グループに置く。事務局は公平性委員会運営に必要な手続きを行う。

3.2 委員の選定及び委嘱

- (1) トップマネジメントは、「IAJapan 公平性の確保に関する方針(認定一部門－URP17)」4. に定める利害関係者のリストを基に、公平性委員会の所掌事務や利害の均衡を考慮して委員を決定する。委員の委嘱手続きについては、「認定業務管理規程(認定一法B－業務管理)」による。
- (2) 委員の任期は、原則として1年とする。ただし、委員本人から任期満了期間内に退職等の理由により委員辞退の申し出があった場合は、これを認め、委員登録を抹消し、その旨を公平性委員会に報告する。
- (3) 委員の利害関係に変更があった場合には、トップマネジメントは(1)による利害の均衡を再考する。

4. 所掌事務

公平性委員会は、認定制度の公平性に関して、次の事項について協議する。

- ① 公平性の確保に関する方針
- ② 公平性の確保に関する取組み
- ③ 公平性のリスクの管理

5. 開催

トップマネジメントは、委員会の利害バランスを保証するため、3.2(1)で定める構成委員の分野のバランスが出席委員で保たれるように配慮し、開催時期を決定する。また、公平性委員会は、原則として年1回以上開催することとする。

6. 公開情報

配付資料(認定活動に係る記録、第三者の著作物を除く)及び議事要旨は、IAJapanのWEBページで公開する。

附則

この規程は、平成24年4月9日から施行する。

附則

この規程は、平成24年8月30日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年10月9日から施行する。

附則

この規程は、平成31年1月1日から適用する。